

埼玉県央広域事務組合
個別施設計画

令和3年2月

埼玉県央広域事務組合

目 次

第1章	計画の趣旨.....	1
1	計画の背景と目的	
2	計画の位置づけ	
3	計画の対象施設	
4	計画の期間	
第2章	対策の優先順位の考え方.....	6
第3章	施設の現状と対応方針.....	7
第4章	対策時期と費用.....	12

第1章 計画の趣旨

1 計画の背景と目的

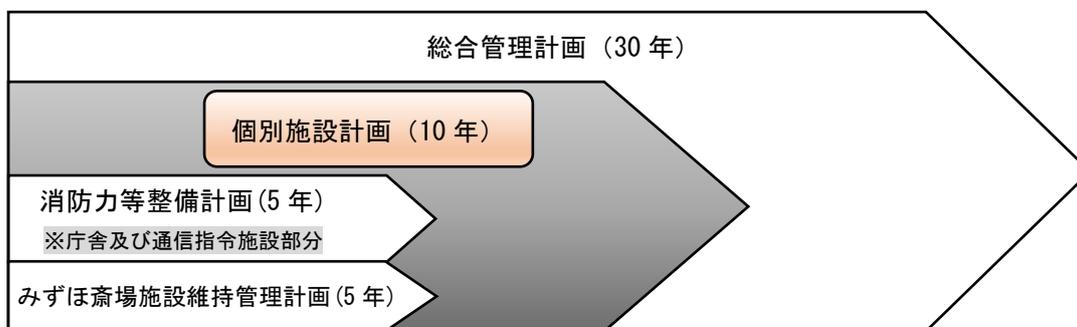
平成 29 年 3 月 30 日付消防総第 198 号「消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合における個別施設毎の長寿命化計画の策定依頼等について（依頼）」において、組合に対して総合管理計画策定後は、速やかに個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）を策定するように求められています。

当組合においては、平成 29 年 10 月に埼玉県央広域事務組合公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を策定しており、各施設の個別施設計画が必要となっています。

この計画は、長期的視点に立ち優先度や対応方針などを盛り込んだ個別施設計画であり、施設整備や大規模改修などを実施することにより、効果的かつ計画的な行政運営を目的とするものです。

2 計画の位置づけ

個別施設計画は、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などの取組みに当たっての基本的な考え方である「総合管理計画」の下位に位置付け、具体的な施設の整備方針を示すものです。また、消防力等整備計画（庁舎及び通信指令施設部分）及びみずほ斎場施設維持管理計画と連動し長期に施設の維持管理を推進するための計画です。



○消防力等整備計画とは、消防組織法や消防力の整備指針等に即した、消防力の総合的な整備計画を中期的に示した 5 カ年計画です。

○みずほ斎場施設維持管理計画とは、斎場施設の維持管理、修繕等について、基本構想に基づき具体的に整備するための 5 カ年計画です。

3 計画の対象施設

総合管理計画では、消防署所の庁舎、訓練塔、県央みずほ斎場などを対象としましたが、消防業務を遂行する上で、通信指令施設（高機能消防指令装置、消防救急デジ

タル無線設備)は重要性が高く、必要不可欠な施設であることから通信指令施設を加えるものとします。

(1) 消防本部・鴻巣消防署

現在位置：鴻巣市箕田 1638 番地 1

ア 庁舎

建築年月：平成 7 年 12 月

延床面積：4,162.59 m²

構造：RC 造 3 階建

車両台数：21 台

イ 訓練塔 A 塔

建築年月：平成 9 年 3 月

延床面積：463.37 m²

構造：RC 造 6 階建

ウ 訓練塔 B 塔

建築年月：平成 9 年 3 月

延床面積：517.86 m²

構造：RC 造 2 階建

エ 訓練塔 C 塔

建築年月：平成 9 年 3 月

延床面積：40.00 m²

構造：RC 造 2 階建



(2) 鴻巣天神分署

現在位置：鴻巣市天神 1 丁目 1 番 28 号

ア 庁舎

建築年月：昭和 41 年 9 月

延床面積：638.02 m²

構造：RC 造 2 階建

イ 車庫・倉庫

建築年月：昭和 48 年 3 月

延床面積：120.00 m²

構造：軽量鉄骨造 1 階建

車両台数：4 台



(3) 鴻巣西分署

現在位置：鴻巣市滝馬室 1139 番地 1

ア 庁舎

建築年月：昭和 61 年 4 月

延床面積：570.71 m²

構造：RC 造 2 階建

イ 車庫

建築年月：昭和 61 年 4 月

延床面積：49.69 m²

構造：RC 造 1 階建

車両台数：3 台



(4) 吹上分署

現在位置：鴻巣市鎌塚 1 丁目 1 番 21 号

建築年月：昭和 52 年 5 月

延床面積：569.62 m²

構造：RC 造 2 階建

車両台数：3 台



(5) 川里分署

現在位置：鴻巣市関新田 1330 番地 1

ア 庁舎

建築年月：昭和 55 年 4 月

延床面積：424.72 m²

構造：RC 造 2 階建

車両台数：3 台

イ 物置

建築年月：昭和 60 年 4 月

延床面積：34.00 m²

構造：軽量鉄骨造 1 階建



(6) 桶川消防署

現在位置：桶川市北 1 丁目 25 番 23 号

ア 庁舎

建築年月：昭和 44 年 3 月

大規模改修：平成 21 年 3 月

延床面積：896.63 m²

構造：RC 造 2 階建

車両台数：6 台



イ 庁舎（別棟）

建築年月：平成 21 年 3 月

延床面積：220.50 m²

構造：鉄骨造 2 階建

車両台数：2 台



(7) 桶川西分署

現在位置：桶川市大字下日出谷 528 番地

建築年月：昭和 53 年 3 月

延床面積：315.44 m²

構造：鉄骨造 1 階建

車両台数：3 台



(8) 北本消防署

現在位置：北本市緑 3 丁目 396 番地

建築年月：昭和 48 年 3 月

大規模改修：令和 3 年 3 月

延床面積：1,142.41 m²

構造：RC 造 2 階建

車両台数：8 台



(9) 北本東分署

現在位置：北本市宮内 7 丁目 240 番地

ア 庁舎

建築年月：平成 26 年 8 月

延床面積：649.19 m²

構造：RC 造 2 階建

車両台数：4 台

イ 訓練塔 A 塔

建築年月：平成 26 年 8 月

延床面積：279.76 m²

構造：RC 造 4 階建

ウ 訓練塔 B 塔

建築年月：平成 26 年 8 月

延床面積：85.00 m²

構 造：RC 造 2 階建



(10) 通信指令施設

ア 高機能消防指令装置

設置年月：平成 25 年 3 月

延床面積：117.16 m²

型 式：II 型



イ 消防救急デジタル無線設備

設置年月：平成 27 年 3 月

型 式：消防救急デジタル無線



(11) 県央みずほ斎場

現在位置：鴻巣市境 1143 番地

ア 斎場

建築年月：平成 10 年 3 月

延床面積：4,999.52 m²

構 造：RC 造 1 部 2 階

イ 車庫・倉庫

建築年月：平成 11 年 11 月

延床面積：64.09 m²

構 造：鉄骨造 1 階建



4 計画の期間

2021年4月（令和3年4月）から2031年3月（令和13年3月）の10年間とし、総合管理計画の改訂や人口の推移、財政状況等を勘案し、適宜この個別施設計画は見直しを行うものとします。

第2章 対策の優先順位の考え方

今後の施設の対策については、原則、長寿命化を前提としますが、庁舎等の状況により個々に対応することとします。

また、棟ごとの重要性、老朽化度、環境適正度に基づき、優先順位を決めて実施することとします。

建物の改修や建替えの際には、まず重要性を基本とすることとし、これに老朽化度と環境適正度を加えて総合的に判断することで優先順位を決めていきます。

重要性・・・設置の目的や用途、建物の状況等により判断することとします。

- A…計画期間終了後も存続させる必要がある建物
- B…存続させる必要があるが、統廃合などの検討が必要な建物
- C…計画期間内に廃止する建物

老朽化度・・・経過年数を基本としますが、劣化・損傷の程度や耐震性等についても考慮して判断することとします

- A…建築後の経過年数が耐用年数の半分以下の建物で、あまり老朽化が認められない建物
- B…建築後の経過年数が耐用年数の半分以上を超えた建物、または修繕を必要とする老朽化が認められる建物
- C…建築後の経過年数が耐用年数を超える建物、または老朽化が進み建替えを必要とする建物

環境適正度・・・管轄区域の位置、建物等の規模・機能の適正度や周辺地域の状況等により判断することとします。

- A…公共施設として、位置・規模等が適正である施設
- B…公共施設として、位置・規模等の見直しの検討が必要である施設
- C…公共施設として、位置・規模等の見直しが必要である施設

第3章 施設の現状と対応方針

1 消防本部・鴻巣消防署

(1) 現状

通信指令施設を備えており、有事の際の最も重要な災害拠点の一つであることから、重要性はAとなります。また、訓練塔は実践的な訓練を行うために必要不可欠な施設であることから重要性はAとなります。庁舎については、建築後25年が経過し、空調のメンテナンス結果では長期の使用は不可と診断されていることなど、部分的に修繕を行っている状況から老朽化度はBとなります。

施設名称		建築年月	経過年数	主な改修状況	重要性	老朽化度	環境適正度
消防本部 鴻巣消防署	庁舎	H7.12	25	H25 仮眠室空調 H27 庁舎空調 H28 屋上部分防水 H30 LED照明 R1 屋上部分防水	A	B	A
	訓練塔A塔	H9.3	23	R1 外壁(一部)	A	A	A
	訓練塔B塔	H9.3	23	R1 外壁(一部)	A	A	A
	訓練塔C塔	H9.3	23	—	A	A	A

(2) 対応方針

空調設備の改修及び大規模改修工事を行い、長寿命化を図りながら維持していく方針とします。

2 鴻巣天神分署

(1) 現状

鴻巣市の市街地を管轄していることから救急出動件数が多く、各種災害の消防需要に対応している施設であることから重要性はAとなります。また、耐震化工事により耐震基準はクリアしていますが、建築から54年が経過し、設備の老朽化が進行していることから老朽化度はCとなり建替えを必要としています。

施設名称		建築年月	経過年数	主な改修状況	重要性	老朽化度	環境適正度
鴻巣 天神分署	庁舎	S41.9	54	H9 内装・設備 H15 耐震補強工事・ 外壁塗装 H30 LED照明	A	C	A
	車庫・倉庫	S48.3	47	—	C	C	B

(2) 対応方針

2024年(令和6年)竣工を目標に現在の敷地内で建替え工事を行います。

3 鴻巣西分署

(1) 現状

鴻巣西分署は新耐震基準以降の建物ですが、築34年が経過している建物であることから老朽化度はBとなります。防水工事やホースタワーの改修など建物維持に向けた取組みを行っているほか、令和元年度に1、2階のトイレ及び浄化槽の改修工事を行い執務環境の改善に努めているところです。

施設名称		建築年月	経過年数	主な改修状況	重要性	老朽化度	環境適正度
鴻巣西分署	庁舎	S61.4	34	H10 屋上防水 R1 トイレ R1 庁舎空調	A	B	A
	車庫	S61.4	34	—	B	B	B

(2) 対応方針

今後、大規模改修工事を行い、長寿命化を図りながら維持する方針とします。

4 吹上分署

(1) 現状

平成18年度に建物の劣化を防ぐため外壁塗装、平成30年度には屋上防水工事を実施したほか、執務環境に配慮し令和2年度に1、2階のトイレ及び浴室の改修工事を行い環境改善を図りました。

築43年を迎えることから老朽化度はBとなる庁舎ですが、災害拠点としての機能を維持する必要があります。

施設名称		建築年月	経過年数	主な改修状況	重要性	老朽化度	環境適正度
吹上分署	庁舎	S52.5	43	H18 外壁塗装 H23 庁舎空調 H30 屋上防水 R2 トイレ・浴室	A	B	A

(2) 対応方針

今後、大規模改修工事を行い、長寿命化を図りながら維持する方針とします。

5 川里分署

(1) 現状

築40年が経過し、屋上防水及び内装等に劣化が見られ、老朽化度はBとなる庁舎です。平成20年度に外壁塗装工事及び空調の改修工事を実施したほか、執務環境に配慮し、令和3年度に1、2階のトイレ及び浴室の改修工事を行う予定です。

施設名称		建築年月	経過年数	主な改修状況	重要性	老朽化度	環境適正度
川里分署	庁舎	S55.4	40	H20 外壁塗装 H23 庁舎空調 H30 LED照明	A	B	A
	物置	S60.4	35	—	B	B	B

(2) 対応方針

今後、防水工事などの必要な修繕を行い維持する方針とします。

6 桶川消防署

(1) 現状

南部の市街地をカバーし救急需要に対応するため、救急自動車を2台配備している地域であることから重要性はAとなります。

庁舎は昭和44年に建築され築51年が経過していますが、平成20年度に庁舎の耐震化及び別棟の建設を伴う、大規模改修工事を行いました。

施設名称		建築年月	経過年数	主な改修状況	重要性	老朽化度	環境適正度
桶川消防署	庁舎	S44.3	51	H19 耐震補強工事 H20 大規模改修 R1 LED照明	A	A	A
	庁舎(別棟)	H21.3	11	—	A	A	A

(2) 対応方針

長寿命化を図りながら維持する方針とします。

7 桶川西分署

(1) 現状

築42年が経過していることから、老朽化度はBとなる庁舎です。平成13～14年に増築及び外壁塗装工事を行ったほか、令和2年度には執務環境に配慮しトイレ及び浴室修繕を行い、庁舎機能の改善を図りました。

庁舎は荒川水系の一級河川に面しており、近年の大雨などにより増水した場合、一部災害出動に支障をきたすことがあるため、環境適正度はCとします。

施設名称		建築年月	経過年数	主な改修状況	重要性	老朽化度	環境適正度
桶川西分署	庁舎	S53.3	42	H13 増築 H14 外構 H30 庁舎空調 R2 トイレ・浴室	A	B	C

(2) 対応方針

機能を適切に発揮するため、庁舎の移転を行い新たに整備することとします。

なお、現在の桶川西分署については、今後、活用方法などについて検討していきます。

8 北本消防署

(1) 現状

築 47 年が経過し災害拠点として機能を維持するため、令和 2 年度に屋上防水をはじめ、内外装の改修、室内のレイアウトの変更、職員の仮眠室の個室化を行ったほか、女性職員の当直可能な施設を新設した大規模改修工事を行いました。

施設名称		建築年月	経過年数	主な改修状況	重要性	老朽化度	環境適正度
北本消防署	庁舎	S48.3	47	H15 外構 H29 トイレ R2 大規模改修	A	A	A
	倉庫	R3.2	0	—	A	A	A

(2) 対応方針

今後、施設の長期の使用を念頭に、必要により修繕や改修を行い維持していくこととします。

9 北本東分署

(1) 現状

平成 26 年に新築し、現在 6 年が経過した庁舎ですので老朽化度は A となります。

施設名称		建築年月	経過年数	主な改修状況	重要性	老朽化度	環境適正度
北本東分署	庁舎	H26.8	6	—	A	A	A
	訓練塔 A 塔	H26.8	6	—	A	A	A
	訓練塔 B 塔	H26.8	6	—	A	A	A

(2) 対応方針

築 30 年を目安に大規模改修を実施し、長寿命化を図りながら維持管理する方針とします。

10 通信指令施設

(1) 現状

平成 25 年 3 月に高機能消防指令装置を整備し、その後、令和元年に機器の部分更新を行いました。また、消防救急デジタル無線設備については、平成 25 年度から平成 26 年度までの 2 箇年度で整備を行い、平成 26 年 3 月から順次運用を開始しました。

施設名称		設置年月	経過年数	主な改修状況	重要性	老朽化度	環境適正度
通信指令施設	高機能消防指令装置	H25.3	7	R1 部分更新 (一部デジタル無線設備を含む)	A	B	A
	消防救急デジタル無線設備	H26.3	6	—	A	B	A

(2) 対応方針

高機能消防指令装置及び消防救急デジタル無線設備は、令和 8 年度を目標に更新します。

11 県央みずほ斎場

(1) 現状

管内住民（鴻巣市、桶川市、北本市）の火葬業務を行っている施設であることから重要性はAとなります。施設は建築後22年が経過し部分的な修繕を行っている状況から老朽化度はBとなります。

施設名称		建築年月	経過年数	主な改修状況	重要性	老朽化度	環境適正度
県央みずほ斎場	斎場	H10.3	22	H28 待合室空調 H29 告別室他空調 H30 屋上部分防水 H30 LED(一部) R1 屋上部分防水	A	B	A
	車庫・倉庫	H11.11	21	—	A	B	A

(2) 対応方針

空調設備の改修工事、屋上防水工事及び外壁修繕等を行い、建物の長寿命化を図り維持する方針とします。

第4章 対策時期と費用

対策の優先順位の考え方、現状と整備指針を踏まえた上で、今後の建物等の対策内容や実施時期、概算の対策費用について棟ごとに示します。なお、対策内容については以下のとおりとします。

対 策	内 容
建替え	現在ある施設の運営を継続する必要がある場合で、建物の劣化等の状態を踏まえた上で、建替えの必要がある場合に採用します。なお、対策手法については、民間のノウハウ・資金等を十分検討の上、対応を図ります。
大規模改修	現在ある施設の運営を継続する必要がある場合で、建物の劣化等の状態を踏まえた上で、大規模改修の必要がある場合に採用します。
修繕	現在ある施設の運営を継続する必要がある場合で、建物の劣化等の状態を踏まえた上で、建物や設備に修繕の必要がある場合に採用します。
取壊し	現在ある施設の運営を継続する必要がない場合で、建物の劣化等の状態を踏まえた上で、用途変更や譲渡・売却、貸付ができない場合に採用します。
全部更新	通信指令施設は 365 日稼働しており、重大な障害のリスクを取り除くため、劣化の状況を予測し使用できなくなる前に更新します。